

## 第 1 1 号議案

豊川市道路占用料等に関する条例の一部改正について

豊川市道路占用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 6 月 3 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市道路占用料等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市道路占用料等に関する条例（昭和 4 8 年豊川市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表法第 3 2 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の項中「8 3 0 円」を「1, 1 0 0 円」に、「1, 3 0 0 円」を「1, 6 0 0 円」に、「1, 7 0 0 円」を「2, 2 0 0 円」に、「7 4 0 円」を「9 4 0 円」に、「1, 2 0 0 円」を「1, 5 0 0 円」に、「1, 6 0 0 円」を「2, 1 0 0 円」に、「7 4 円」を「9 4 円」に、「7 円」を「9 円」に、「4 円」を「6 円」に、「7 3 0 円」を「9 2 0 円」に、「4 5 0 円」を「5 7 0 円」に、「1, 5 0 0 円」を「1, 9 0 0 円」に、「6 2 0 円」を「7 9 0 円」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件の項中「3 1 円」を「4 0 円」に、「4 5 円」を「5 7 円」に、「6 7 円」を「8 5 円」に、「8 9 円」を「1 1 0 円」に、「1 3 0 円」を「1 7 0 円」に、「1 8 0 円」を「2 3 0 円」に、「3 1 0 円」を「4 0 0 円」に、「4 5 0 円」を「5 7 0 円」に、「8 9 0 円」を「1, 1 0 0 円」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設の項中「1, 5 0 0 円」を「1, 9 0 0 円」に改め、同表法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設の項中「0. 0 0 4」を「0. 0 0 5」に、「0. 0 0 7」を「0. 0 0 8」に、「0. 0 0 8」を「0. 0 1」に、「1, 2 0 0 円」を「1, 1 0 0 円」に、「6 9 0 円」を「6 8 0 円」に、「1, 5 0 0 円」を「1, 9 0 0 円」に改め、同表道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件の項中

「

1本につき1年	1,200円
---------	--------

」を「

1本につき1年	1,500円
---------	--------

」

に、

「

1基につき1月	2,300円
	1,200円

」を「

1基につき1月	2,300円
	1,100円

」

に改め、同表令第7条第2号に掲げる工作物の項中「1,500円」を「1,900円」に改め、同表令第7条第3号に掲げる施設の項中「0.028」を「0.034」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設の項中「150円」を「190円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市道路占用料等に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に道路を占用する物件について適用し、施行日前に道路を占用する物件については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定に基づき許可を受け、又は同法第35条の規定に基づき協議が成立したことにより、施行日前から引き続き施行日以後も道路を占用している物件に係る令和元年度の占用料の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

---

#### 理 由

この案を提出するのは、道路法施行令の一部改正を踏まえ、道路占用に係る占用料の適正化を図る必要があるからである。